

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年4月6日（平成30年（行情）諮問第180号）

答申日：平成30年6月11日（平成30年度（行情）答申第106号）

事件名：立入検査実施中に利害関係者である特定人と通謀している情報を記載した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月3日付け金検第68号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、保有している文書と情報、記録の開示を申し立てる。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。なお、審査請求人から、平成30年5月13日付け（同月14日收受）で意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており、その内容は記載しない。

金融庁は文書の偽造・ねつ造を行っている。

私（審査請求人）と母（特定個人）は、特定法人Aに対する平成25年12月17日を検査実施日とする検査。

特定法人Aに対する平成26年3月17日を検査実施日とする検査。

特定法人Bに対する平成26年3月17日を検査実施日とする検査。において違法な検査を実施したと申し立てています。

立入検査実施中に特定法人Aと通謀して、庁内の記録を改ざんして、違法な検査を実施した。

過去に遡り「既になっている伝達内容」を「口座の検索」から「貸金庫の検索」に改ざんした。

特定法人Aに対して「既になっている伝達」を抹消した。

伝達日を改ざんした。立入検査実施中に、母の相談している銀行を「特定法人C特定支店」から「特定法人D特定支店」に改ざんしていた。

事実として、日付により相談回数と伝達回数が増減する出来事があった。私と母の通報を、法令等遵守調査室は、無視をした。受付状況を更新しなかった。

受付状況を2年表記にして、0件なのに2件と虚偽の公表を続けていた。

「金融サービス相談員」が嘘をつくことで記録の改ざんの手口を行っている。録音した通話の保存と事実確認を申し立てていた。

私の開示請求は、「金融庁は立入検査実施中に特定法人Aと通謀して、庁内の記録を改ざんして立入検査を実施している。」「金融サービス相談員が嘘をつくことで記録の改ざんを実行している。」との申し立てに沿った開示請求をしている。

現在は更に、開示請求に対して開示する情報をねつ造・改ざんしていると申し立てている。

事実確認に一切応じない。虚偽の公表を繰り返す。隠蔽行為を繰り返すため、開示請求している。

金融庁は「保有している文書」と「開示している文書」が同一ではない。

「保有している文書が同一ではない。」

過去に遡って記録の改ざんを繰り返している。

金融庁は「事実」を公表していない。

国民に説明があるべき情報を開示請求している。保有している文書を開示請求している。

法令等遵守の疑義を立証するために情報を開示するように申し立てる。

「文部科学省の天下りあっせん事件で、虚偽の「想定問答」を作成して口裏あわせをしていた。

綿密な受け答えを用意して、大学にも虚偽の説明を指示し、隠蔽工作に加担させていたことが明らかになっている。」

金融庁も同様に口裏を合わせて、隠蔽工作を指示している。

隠蔽工作のための文書も公文書である。行政文書として存在している。

相談員に記録の改ざんを指示している。

伝達日、既にしている伝達内容を改ざんしている。

検査情報受付窓口に送った、提供を許可していない情報を全て漏えいしている。

利害関係者と通謀していることは明白である。

秘密漏えいと改ざんを兼ねた犯罪を伝達と称して、相談者を騙している。

伝達と、伝達への返答は、金融庁が考案している。

監督庁の立場を利用して隠蔽工作を繰り返している。

- 1, 立入検査実施中に利害関係者である特定法人Aと通謀している情報
(予告日等：平成25年12月17日)
- 2, 立入検査実施中に利害関係者である特定法人Aと通謀している情報

(予告日等：平成26年3月17日)

3, 立入検査実施中に利害関係者である特定法人Bと通謀している情報

(予告日等：平成26年3月17日)

既に相談員が嘘をつくことで記録の改ざんを行う手口は明らかになっている。

開示請求に対して、開示する情報をねつ造・改ざんしたことも明確になっている。

法令等遵守の疑義を立証するために情報を開示するように申し立てる。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年12月30日付け行政文書開示請求(平成29年1月4日受付)に関し、処分庁が、法9条2項に基づき原処分を行ったところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 原処分について

原処分は、本件対象文書については、立入検査実施中に利害関係者である特定法人A及び特定法人Bと通謀しているというような事実は把握しておらず、かかる情報を内容とする文書は作成されていないため、保有しておらず、不開示とする旨の決定を行った。

2 原処分の妥当性について

審査請求人は、金融庁が立入検査実施中に特定法人A及び特定法人Bと通謀し、庁内の記録を改ざんして、違法な検査を実施した旨を主張し、立入検査実施中に利害関係者である特定法人A及び特定法人Bと通謀している情報を記載した文書(本件対象文書)の開示を求めているが、金融庁が平成25事務年度に実施した特定法人A及び特定法人Bに対する立入検査において、そのような事実は認められない。

よって、本件対象文書は、そもそも作成又は取得の前提を欠いていることから、保有していない。

3 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 平成30年4月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月14日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同月24日 | 審議 |
| ⑤ 同年6月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、金融庁が特定法人A及び特定法人Bへの立入検査実施中に利害関係者であるこれらの法人と通謀をしている情報を記載した文書であり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2。以下同じ。）において、金融庁が利害関係者と通謀していることは明白としつつ、本件対象文書の名称を記載した上で「法令等遵守の疑義を立証するために情報を開示するように申し立てる」としていることを踏まえれば、本件対象文書の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、上記第3の2のとおり、金融庁が平成25事務年度に実施した特定法人A及び特定法人Bに対する立入検査において、特定法人A及び特定法人Bと通謀した事実はないことから、本件対象文書は作成又は取得の前提を欠いており、保有していない旨説明している。

(2) 一方、審査請求人は、審査請求書において、金融庁が、特定法人Aへの立入検査実施中に庁内の記録を改ざんして違法な検査を実施し、また、天下りあっせん事件における文部科学省と同様、隠蔽工作を指示している等の主張をしているが、金融庁が特定法人A及び特定法人Bと通謀したことについての具体的な根拠を提示しているものとは認められなかった。なお、これは、意見書においても同様であった。

(3) そうすると、審査請求人が、金融庁において、本件対象文書を保有していると認めるに足りる具体的な根拠を示していないことを併せ考えると、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は、これを否定するに足りる特段の事情は認められない。

したがって、金融庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、金融庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書）

文書1 立入検査実施中に利害関係者である特定法人Aと通謀している情報（予告日等：平成25年12月17日）

文書2 立入検査実施中に利害関係者である特定法人Aと通謀している情報（予告日等：平成26年3月17日）

文書3 立入検査実施中に利害関係者である特定法人Bと通謀している情報（予告日等：平成26年3月17日）